

改正後	改正前
《以下「5」は、「超簡易型-表2」の後段から、ここに移動する》 5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。 （1）配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。 配置予定技術者の工事成績評定、所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。 （2）工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑨）については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで に竣工した、□□□□工事とする。 <u>なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。</u> ※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：建築一式、電気等）を記入する。 （3）企業の施工実績については、原則、過去10年間とする。 （4）企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。 （5）ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし（<u>公財</u>）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。 （6）災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。ただし、管内一円業務及び除雪作業委託は県発注に限る。特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動については、農業事務所長発行の証明書の写しを添付すること。 （7）災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。 （8）建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。	

改正後				改正前			
超簡易型総合評価落札方式（建築営繕・電気・管工事）評価点算定基準				超簡易型総合評価落札方式（建築営繕・電気・管工事）評価点算定基準			
【企業関係評価項目】		超簡易型－表 1		【企業関係評価項目】		超簡易型－表 1	
評価項目	配点	評価基準	評価点	評価項目	配点	評価基準	評価点
①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	4. 0 点	80 点以上	4. 0 点	①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去３年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>平均値</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	4. 0 点	80 点以上	4. 0 点
		65 点を超え 80 点未満	(平均値-65) ×4.0／15 点 〔小数点以下第 4 位四捨五入〕			65 点を超え 80 点未満	(平均値-65) ×4.0／15 点 〔小数点以下第 4 位四捨五入〕
		65 点以下	0 点			65 点以下	0 点
②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	2. 5 点	5 年以内の実績あり	2. 5 点	②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	2. 5 点	5 年以内の実績あり	2. 5 点
		5 年を超える実績あり	1. 5 点			5 年を超える実績あり	1. 5 点
		実績なし	0 点			実績なし	0 点
③企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1. 0 点	知事表彰あり	1. 0 点	③企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1. 0 点	知事表彰あり	1. 0 点
		部長・所長表彰等あり	0. 5 点			部長・所長表彰等あり	0. 5 点
		なし	0 点			なし	0 点
④ISO の認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0. 5 点	ISO9001、ISO14001 の両方を取得	0. 5 点	④ISO の認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0. 5 点	ISO9001、ISO14001 の両方を取得	0. 5 点
		ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	0. 3 点			ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	0. 3 点
		取得なし	0 点			取得なし	0 点

改正後					改正前				
⑤災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去３年間（特定家畜伝染病に関する要請に基づく場合は６年間）、及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対応等地方自治体が管理する社会資本の維持管理（県外含む、国除き）に関する緊急な出動及び特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動の有無により評価する。 県外業者については、群馬県内の自治体に対しての緊急な出動に限る。	０．４点	締結あり	０．５点		⑤災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去３年間（特定家畜伝染病に関する要請に基づく場合は６年間）、及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対応等地方自治体が管理する社会資本の維持管理（県外含む、国除き）に関する緊急な出動及び特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動の有無により評価する。 県外業者については、群馬県内の自治体に対しての緊急な出動に限る。	０．４点	締結あり	０．５点	
		締結なし	０点				締結なし	０点	
	０．８点	地方自治体（県外を含む、国を除く）への緊急な出動、あるいは特定家畜伝染病の防疫作業（準備を含む）に関する出動あり	０．８点			０．８点	地方自治体（県外を含む、国を除く）への緊急な出動、あるいは特定家畜伝染病の防疫作業（準備を含む）に関する出動あり	０．８点	
		出動なし	０点				出動なし	０点	
⑥災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	０．３点	認定あり	０．３点		⑥災害時の基礎的事業継続計画策定の有無 国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」の有無により評価する。	０．３点	認定あり	０．３点	
		認定なし	０点				認定なし	０点	
⑦県内企業の下請活用 １件１００万円以上の県内企業との１次下請負契約の金額が１次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	０．７点	下請負の８０％以上の金額を県内企業が占める場合	０．７点		⑦県内企業の下請活用 １件１００万円以上の県内企業との１次下請負契約の金額が１次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	０．７点	下請負の８０％以上の金額を県内企業が占める場合	０．７点	
		下請負の５０％以上８０％未満の金額を県内企業が占める場合	０．４点				下請負の５０％以上８０％未満の金額を県内企業が占める場合	０．４点	
		上記以外	０点				上記以外	０点	
⑧建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	０．３点	活用の申告あり	０．３点		⑧建設キャリアアップシステム活用の有無 当該工事において建設キャリアアップシステム活用の申告の有無により評価する。	０．３点	活用の申告あり	０．３点	
		活用の申告なし	０点				活用の申告なし	０点	
小 計	１０．５点				小 計	１０．５点			
※⑦において「１次下請負の契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第２条第４項に規定する下請契約をいう。 ※⑦において「１件１００万円以上」とは、税込金額をいう。 ※⑦において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。 ※⑦において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が８０％以上の場合の評価点は０．７点とする。					※⑦において「１次下請負の契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第２条第４項に規定する下請契約をいう。 ※⑦において「１件１００万円以上」とは、税込金額をいう。 ※⑦において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。 ※⑦において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が８０％以上の場合の評価点は０．７点とする。				

改正後				改正前			
【技術者関係評価項目】				【技術者関係評価項目】			
超簡易型－表 2				超簡易型－表 2			
評価項目	配点	評価基準	評価点	評価項目	配点	評価基準	評価点
⑨配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○○工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	3．5点	80点以上	3．5点	⑨配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○○工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高点</u> により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	3．5点	80点以上	3．5点
		<u>65点を超え80点未満</u>	<u>（最高点-65）</u> <u>×3.5／15点</u> <u>〔小数点以下第4位四捨五入〕</u>			<u>75点以上80点未満</u>	<u>2．5点</u>
						<u>70点以上75点未満</u>	<u>1．0点</u>
		65点以下	0点			<u>65点を超え70点未満</u>	<u>0．5点</u>
⑩配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。	1．0点	6－1に示す資格を取得	1．0点	⑩配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。	1．0点	6－1に示す資格を取得	1．0点
		6－2に示す資格を取得	0．5点			6－2に示す資格を取得	0．5点
		なし	0点			なし	0点
小 計	4．5点			小 計	4．5点		
合 計	15．0点			合 計	15．0点		
≪「4」「5(1)」は、「3」の後段、「超簡易型-表1」の前段に移動する≫				4 価格以外の評価項目における同種・類似工事は、次の <u>条件</u> に該当する工事とする。 （記載例）<u>※記入すること。原則、過去10年間とする。</u> <u>平成○○年4月1日から令和○年3月31日までに、完成引き渡しが完了した、国、県、民間等の建築（電気・管）工事で、建物用途が○○、○○構造、延べ床面積○○㎡以上かつ○階建て以上の建築（電気・管）一式工事</u>			
				5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。 （1） 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。 配置予定技術者の工事成績評定、所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。			

改正後	改正前
« 「5(2)～(8)」は、「3」の後段、「超簡易型-表1」の前段に移動する »	(2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目⑨）については、平成〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までに竣工した、□□□□工事とする。 なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。 ※〇〇（年度）、□□□□（工事種別：建築一式、電気等）を記入する。 (3) 企業の施工実績については、原則、過去10年間とする。 (4) 企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。 (5) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし(財)日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。 (6) 災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。ただし、管内一円業務及び除雪作業委託は県発注に限る。特定家畜伝染病に関する県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動については、農業事務所長発行の証明書の写しを添付すること。 (7) 災害時の基礎的事業継続計画策定については、国土交通省関東地方整備局が認定を実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」により評価する。該当する場合は認定書の写しを添付すること。 (8) 建設キャリアアップシステム活用については、当該工事において建設キャリアアップシステムの活用の事前申告により評価する。活用の申告を行う場合は様式第14号を添付すること。なお、活用の申告を行いながら、実績として活用が履行されなかった際には工事成績評定により減点とする。

改正後	改正前																				
【建築工事】 6－1 ア1級建築施工管理技士 イ1級建築士 6－2 ア2級建築施工管理技士 イ2級建築士 【電気工事】 6－1 ア1級電気工事施工管理技士 イ技術士（以下に該当するもの）<table><tr><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>電気電子</td><td>特になし</td></tr><tr><td>建設</td><td>〃</td></tr><tr><td>総合技術監理</td><td>電気電子</td></tr><tr><td></td><td>建設</td></tr></table> 6－2 ア2級電気工事施工管理技士 イ第1種電気工事士	技術部門	選択科目	電気電子	特になし	建設	〃	総合技術監理	電気電子		建設	【建築工事】 6－1 ア1級建築施工管理技士 イ1級建築士 6－2 ア2級建築施工管理技士 イ2級建築士 【電気工事】 6－1 ア1級電気工事施工管理技士 イ技術士（以下に該当するもの）<table><tr><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>電気電子</td><td>特になし</td></tr><tr><td>建設</td><td>〃</td></tr><tr><td>総合技術監理</td><td>電気電子</td></tr><tr><td></td><td>建設</td></tr></table> 6－2 ア2級電気工事施工管理技士 イ第1種電気工事士	技術部門	選択科目	電気電子	特になし	建設	〃	総合技術監理	電気電子		建設
技術部門	選択科目																				
電気電子	特になし																				
建設	〃																				
総合技術監理	電気電子																				
	建設																				
技術部門	選択科目																				
電気電子	特になし																				
建設	〃																				
総合技術監理	電気電子																				
	建設																				

改正後

【管工事】

6－1

ア　１級管工事施工管理技士

イ　技術士（以下に該当するもの）

技術部門	選択科目
上下水道	特になし
衛生工学	〃
機械	熱工学 流体力学
総合技術監理	上下水道 衛生工学 機械－熱工学 機械－流体力学

6－2

ア　２級管工事施工管理技士

イ　職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの

冷凍空気調和機器施工（１級）
空気調和設備配管（１級）
給排水衛生設備配管（１級）
配管（建築配管作業）（１級）
配管工（１級）
建築板金（ダクト板金作業）（１級）

改正前

【管工事】

6－1

ア　１級管工事施工管理技士

イ　技術士（以下に該当するもの）

技術部門	選択科目
上下水道	特になし
衛生工学	〃
機械	熱工学 流体力学
総合技術監理	上下水道 衛生工学 機械－熱工学 機械－流体力学

6－2

ア　２級管工事施工管理技士

イ　職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの

冷凍空気調和機器施工（１級）
空気調和設備配管（１級）
給排水衛生設備配管（１級）
配管（ ）（１級）
配管工（１級）